

私は日本共産党宮城県会議員団を代表して、提案されております22件の議案中、議第151号、156号、184号、185号の4議案に反対し討論いたします。

議第151号議案、観光振興財源検討会条例については同意できません。

議会開会のはるか前の6月5日の地元紙に「『宿泊税』導入視野、観光財源確保へ10月にも検討会」の記事が大きく出ました。知事は去る6月18日の記者会見で、宿泊税ありきではないが「宿泊税を含めてご検討いただければ」と明言しています。

この財源検討委員会はどれだけの財源が必要かという、その財源規模も計画も示さず、ただ12名の委員にまかせるという、不誠実極まりないやり方です。復興交付金や基金がなくなると観光対策ができないとの理由で、「幅広く」などの言い回しで、実際には宿泊税を念頭に法定外目的税を導入することは納得できません。

宿泊税は観光客に一律に課せられる新税で、旅館・ホテル業者は特別徴収者として納税義務を負わされます。従業員9人から29人の旅館ホテル業者で見ても、年間285万人を引き受けていますが、宿泊税を転嫁できない業者は自腹で納めるしかありません。来年秋に検討結果を出すとのことですが、時あたかも消費税増税がねらわれており、松島や鳴子の関係者から、「客離れを心配して二重の自腹を切ることになりかねない」との懸念を私たちは直接聞いています。それこそ観光行政に逆行することになりかねません。

宿泊税導入で先行する京都や東京、大阪、金沢の大都市や観光都市と、復興途上にある宮城の事情は全く違います。さも有識者の方々に検討してもらおうというスタンスで、いかにも姑息なやり方で、みえみえの宿泊税導入の地ならしを進めることは絶対やってはなりません。

議第156号議案（「病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例の一部改正する条例の一部を改正する条例」）は、療養病床から転換した介護老人保健施設や介護医療院の入所定員数を病床とみなすことを条例で定めようとするものです。今年2月の条例改正で、法律改正にもとづいて介護老人保健施設の入所定員数を既存病床とみなす条項を削除したばかりなのに元に戻すものです。宮城県の療養病床は全国一少ないのに、今回の再度の条例改定によって、より安上がりな施設を「病床」としてカウントし、病床削減を促進することにつながり反対です。

議第184号議案は、地方税法の一部を改正する法律の公布、施行に伴う宮城県税条例改正の専決処分に対する承認を求める議案です。その中には、集団的自衛権行使容認の閣議決定や、安保法制下における米軍等行動関連措置法や重要影響事態法などにもとづく後方支援活動をめぐる特例措置が含まれています。自衛隊が軽油を外国の軍隊等に提供する場合に、課税を免除する特例措置を3年間延長することも含まれており、その部分に同意することはできません。

議第185号議案、大川小訴訟の上告について、知事が専決処分を行ったことを認めることはできません。

何よりもまず、学校管理下における大惨事に対する訴訟です。当然、県議会の議論や判断をへて、最終結論を出すべき重大問題です。石巻市は一審後も二審後も臨時議会を開催しました。「石巻市が上告を決めたあと時間がない」などというのは、議会軽視であり、到底納得のいくものではありません。

知事が上告の理由としたものも次々と論拠が崩れ去っています。わが党の遠藤いく子県議が指摘しましたが、当初知事は「今回のようなマグニチュード9は想定できなかったから、そこまでの対策は考えられなかった」と言われました。その後、知事は高裁判決が指摘したのは、「東日本大震災でなく、宮城県沖地震を想定していれば」ということであることを認めました。だから、想定できなかったという理由は成り立ちません。

また、高裁判決について、「校長らに科学者なみの知見を求めることはできない」とも知事は述べました。しかし、高裁判決はそんなことを求めています。県も認識していた宮城県沖地震連動型を想定して、適切な防災マニュアルの作成と避難訓練、第三次避難場所の設定などを怠っていた教育行政そのものを問題にしているのです。やるべきことをやっていたら、子どもたちや先生たちの命は守れました。それを理解せず、すりかえて上告するなどとんでもないことです。

「知事は学校現場に過大な義務を課す」ことは現実的でないとも言っています。しかし、控訴審判決は学校現場そのものを問題にしているのではなく、教育行政とそれを学校でになう校長や教頭の責任の大きさを問題にしているのです。ですから、知事の主張は到底理由に値しません。

どこからみても、上告理由には合理性がないのです。結局知事が苦肉の策で持ち出した理由は、「一審と二審とでは、全く違う論点で判決が出された。だから最高裁に判断をゆだねたい」という理屈でした。これはおよそ上告理由にあたらぬのに、専決処分を強行したのです。

以上の点から、専決処分の承認を求める議第185号議案に反対します。

なお今議会で注目された気仙沼内湾地区の防潮堤高を県が誤って施工した問題をめぐり、知事の姿勢について指摘がありました。港町気仙沼の景観を守るために苦勞して住民団体と合意したものを、「防潮堤が22cm高くなって、かえって安全になるのに多額の税金を使うことに県民の理解が得られない」との知事発言はひどいものです。本会議で知事から一応釈明はありましたが、これまでの住民合意を否定する知事の政治姿勢に厳しい批判が集中したのは当然です。また施工ミスに至った詳しい原因についても、聞かれなければ答えないという県の対応に批判が出ています。誠実に県政課題に向き合うよう、知事に猛省をうながし、県政運営の教訓にすべきだということを申し上げ討論とします。